

教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について（答申）

- 1 「令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 2 「令和8～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料<<家庭科>>」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 3 「令和8年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和8年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 4 東京都教育委員会は、上記1及び2の資料を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対して、上記1の資料を十分に活用するよう指導、助言又は援助を行うこと。